

令和 8 年

第 3 回前期 定例県議会議案

(附 予 算 説 明 書)

群馬県

令和8年第3回前期定例県議会議案目次

第111号議案	令和8年度群馬県一般会計補正予算（第4号）	4頁
第112号議案	令和8年度群馬県電気事業会計補正予算（第1号）	13
第113号議案	群馬県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例	15
第114号議案	請負契約の締結について	22
第115号議案	請負契約の変更について	23
第116号議案	請負契約の変更について	24
第117号議案	請負契約の変更について	25
第118号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて	26
承 第 3 号	専決処分の承認について	27
報 第 3 号	報 告 書	33
報 第 4 号	報 告 書	36
報 第 5 号	報 告 書	47
報 第 6 号	報 告 書	58
報 第 7 号	報 告 書	74

予 算 説 明 書 目 次

令和 8 年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第 4 号）	78 頁
1 総 括	78
2 歳 入	81
7 分担金及び負担金	81
9 国 庫 支 出 金	82
11 寄 附 金	84
12 繰 入 金	85
13 繰 越 金	86
14 諸 収 入	87
15 県 債	88
3 歳 出	90
2 知 事 戦 略 費	90
3 総 務 費	91
4 地 域 創 生 費	92
5 生 活 こ ど も 費	93
6 健 康 福 祉 費	95
7 環 境 森 林 費	96
9 農 政 費	97
10 産 業 経 済 費	99
11 県 土 整 備 費	100
12 警 察 費	105
13 教 育 費	106
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	107
県債の令和 6 年度末及び令和 7 年度末における現在高並びに令和 8 年度末 における現在高の見込みに関する調書	109
令和 8 年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第 1 号）	110
令和 8 年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第 3 号・承認分）	119

第 1 1 1 号議案

令和 8 年度群馬県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度群馬県の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3, 6 4 1, 7 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 6 7, 4 8 2, 3 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（県債の補正）

第 4 条 県債の補正は、「第 4 表県債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,815,677	△ 12,724	3,802,953
	2 負担金	3,567,918	△ 12,724	3,555,194
9 国庫支出金		102,069,868	7,642,598	109,712,466
	1 国庫負担金	59,186,611	△ 375,598	58,811,013
	2 国庫補助金	42,140,917	8,018,196	50,159,113
11 寄附金		577,914	500	578,414
	1 寄附金	577,914	500	578,414
12 繰入金		64,836,262	306,692	65,142,954
	2 基金繰入金	61,377,414	306,692	61,684,106
13 繰越金		89,981	5,251,038	5,341,019
	1 繰越金	89,981	5,251,038	5,341,019
14 諸収入		13,489,040	43,661	13,532,701
	4 受託事業収入	814,106	18,045	832,151
	6 雑入	3,390,875	25,616	3,416,491
15 県債		46,100,000	410,000	46,510,000
	1 県債	46,100,000	410,000	46,510,000
歳入合計		853,840,585	13,641,765	867,482,350

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 知 事 戦 略 費		12,300,341	45,343	12,345,684
	6 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	2,498,050	45,343	2,543,393
3 総 務 費		41,327,349	3,547,998	44,875,347
	1 総 務 管 理 費	23,017,372	3,379,145	26,396,517
	2 徴 税 費	12,888,508	120,853	13,009,361
	7 消 防 保 安 費	1,675,910	48,000	1,723,910
4 地 域 創 生 費		9,918,093	193,491	10,111,584
	2 ぐ ん ま 暮 ら し ・ 外 国 人 活 躍 推 進 費	652,061	25,000	677,061
	3 文 化 振 興 費	3,126,767	43,904	3,170,671
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	2,071,861	59,347	2,131,208
	7 施 設 調 整 費	515,252	65,240	580,492
5 生 活 こ ど も 費		47,041,356	49,846	47,091,202
	1 生 活 こ ど も 費	676,318	2,695	679,013
	2 こ ど も ・ 子 育 て 支 援 費	23,982,677	4,297	23,986,974
	4 児 童 福 祉 費	7,702,941	42,854	7,745,795
6 健 康 福 祉 費		149,061,999	618,041	149,680,040
	2 医 務 費	17,356,495	44,640	17,401,135
	10 介 護 高 齢 費	33,472,139	349,546	33,821,685
	11 障 害 政 策 費	25,688,012	223,855	25,911,867
7 環 境 森 林 費		18,079,090	969,540	19,048,630
	3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	367,304	964,099	1,331,403

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 林 政 費	6,099,320	5,441	6,104,761
9 農 政 費		23,121,263	50,677	23,171,940
	2 農 業 構 造 政 策 費	2,553,576	3,511	2,557,087
	3 米 麦 畜 産 費	2,699,826	3,884	2,703,710
	4 野 菜 花 き 費	2,571,766	14,161	2,585,927
	5 蚕 糸 特 産 費	1,686,370	29,121	1,715,491
10 産 業 経 済 費		11,677,944	3,000	11,680,944
	3 地 域 企 業 支 援 費	5,944,409	3,000	5,947,409
11 県 土 整 備 費		70,512,546	1,307,058	71,819,604
	2 道 路 管 理 費	16,119,866	422,342	16,542,208
	3 道 路 整 備 費	19,132,329	3,082,515	22,214,844
	4 河 川 費	8,245,751	△ 1,034,854	7,210,897
	5 砂 防 費	5,566,838	8,806	5,575,644
	6 都 市 計 画 費	811,065	△ 147,700	663,365
	7 都 市 整 備 費	7,060,189	△ 334,890	6,725,299
	10 住 宅 政 策 費	3,644,144	△ 689,161	2,954,983
12 警 察 費		50,773,477	126,500	50,899,977
	2 警 察 活 動 費	5,676,118	126,500	5,802,618
13 教 育 費		185,078,296	6,730,271	191,808,567
	1 教 育 総 務 費	30,337,470	6,105,692	36,443,162
	4 高 等 学 校 費	30,533,690	1,579	30,535,269
	6 学 校 建 設 事 業 費	8,544,671	623,000	9,167,671
歳 出 合 計		853,840,585	13,641,765	867,482,350

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
3 総務費	1 総務管理費	県庁舎等運営管理	449,592
		財産活用	235,200
4 地域創生費	5 スポーツ振興費	スポーツ施設管理・整備	64,362
	7 施設調整費	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会	65,240
5 生活こども費	4 児童福祉費	東部児童相談所一時保護	48,000
11 県土整備費	2 道路管理費	単独道路維持修繕	55,929
		単独交通安全対策	24,260
		社会資本総合整備	270,455
		道路メンテナンス	7,253
		無電柱化推進	159,215
	3 道路整備費	単独道路改築	47,315
		社会資本総合整備	775,403
		道路改築	548,742
		道路メンテナンス	181,344
	4 河川費	単独河川改修	49,646
		河川維持補修	144,178
		社会資本総合整備	43,301
		大規模特定河川	19,558
		特定ダム環境対策	2,215
	5 砂防費	単独砂防施設	7,251
		単独砂防維持管理	76,302
		社会資本総合整備	148,235
		緊急防災・減災対策	20,379
		事業間連携砂防	68,327
		砂防メンテナンス	80,869

款	項	事業名	金額(千円)
	7 都市整備費	単 独 街 路	2,145
		社会資本総合整備(街路)	79,696
		無 電 柱 化 推 進	28,876
		公 園 施 設 維 持 修 繕	2,904
		花と緑のぐんまづくり推進	2,182
		社会資本総合整備(公園)	27,414
	10 住宅政策費	社 会 資 本 総 合 整 備	383,844
13 教 育 費	6 学校建設事業費	高 等 学 校 施 設 整 備	212,100

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムサーバー賃貸借契約	令和9年度から 令和14年度まで	51,650
電子入札共同システム次期開発及び運用保守委託契約	令和9年度から 令和15年度まで	1,222,323
公共事業等電子入札システム運用保守委託契約(延長)	令和9年度から 令和10年度まで	214,582
県営住宅管理業務電算委託契約	令和9年度から 令和14年度まで	170,894

2 変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
農業近代化資金融資に対する利子補給契約	274,648	862,109
総合農政利子負担軽減制度における利子補給(助成)契約	51,555	70,975

第4表 県 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
税 務 事 務 総 合 調 整 費	10,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
女 性 保 護 事 業 推 進 費	2,000	同	同	同
養 蚕 基 盤 研 究 費	5,000	同	同	同

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
文 化 施 設 整 備 推 進 費	119,000	135,000
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 ・ 整 備 費	148,000	150,000
児 童 養 護 施 設 等 対 策 費	5,000	12,000
中 央 児 童 相 談 所 運 営 費	3,000	9,000
東 部 児 童 相 談 所 一 時 保 護 費	24,000	43,000
森 林 公 園 整 備 費	5,000	10,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	1,935,000	1,987,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 管 理)	204,000	96,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	530,000	673,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	3,170,000	4,614,000
道 路 改 築 費	2,468,000	2,120,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 整 備)	843,000	847,000
河 川 維 持 補 修 費	1,599,000	1,652,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	811,000	563,000
大 規 模 特 定 河 川 費	339,000	113,000
河 川 メ ン テ ナ ン ス 費	53,000	38,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	816,000	691,000
災 害 関 連 緊 急 砂 防 費	9,000	105,000
事 業 間 連 携 砂 防 費	184,000	176,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (都 市 計 画)	40,000	10,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (街 路)	262,000	257,000
無 電 柱 化 推 進 費 (街 路)	143,000	160,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (新 水 泳 場)	1,550,000	1,422,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (公 園)	167,000	97,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	868,000	420,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	3,876,000	4,164,000

第112号議案

令和8年度群馬県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度群馬県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和8年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

ニ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 8 年 度	4,406,491 千円	262,000 千円	4,668,491 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電気事業費用	11,043,394千円	33,835千円	11,077,229千円
第1項 営業費用	10,580,889千円	33,835千円	10,614,724千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,705,276千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,987,451千円」に、「過年度分損益勘定留保資金8,091,159千円」を「過年度分損益勘定留保資金8,373,334千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	14,093,968千円	282,175千円	14,376,143千円
第1項 建設改良費	11,085,347千円	282,175千円	11,367,522千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
利南発電所水車軸受購入契約	41,580	69,300
奈良俣発電所自動制御盤 基板購入契約	1,320	2,200

令和8年9月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第百十三号議案

群馬県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第二項の規定に基づき、知事の監督に属する一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第三条 最低基準は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 知事は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第四条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第五条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第六条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第七条 登録一時保護委託者の職員は、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第八条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならぬ。

（非常災害対策）

第九条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第十条 登録一時保護委託者は、入所している児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の当該児童の移動のために自動車を運行するときは、当該児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができする方法により、当該児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

ならない。

（児童の所持品）

第十二条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由なく、児童の所持品の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持品の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談すること。

三 前号に規定する場合には、児童相談所長又は知事が、児童に対して、持込みを禁止する理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。

四 児童の所持品を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十三条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 採光、換気等児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七 三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

八 児童の生活の場合は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第十四条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十六条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十七条 登録一時保護委託施設の衛生管理等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二 登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三 入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、当該児童を入浴させ、又は清しきしなければならないこと。

四 入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は当該児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五 必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十八条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び当該児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

二 入所する児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十九条 児童相談所長又は知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。この場合において、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第二十条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう、登録一時保護委託施設における生活支援を行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、入所する

児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援を行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、入所する児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第二十二条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第二十三条 登録一時保護委託者は、児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第二十四条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十五条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第二十六条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

令和八年九月十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 児童福祉法の改正に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めようとするものである。

第 1 1 4 号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	吾妻警察署建設工事（建築工事）
工 事 場 所	吾妻郡東吾妻町大字原町須郷沢 1 7 9 番地ほか
契 約 金 額	1, 4 8 3, 9 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1 6 0 番地 池原工業株式会社 代表取締役 池原 純

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 5 号議案

請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令和 6 年第 3 回後期定例県議会で議決された道路改築泉沢大橋上部工製作架設工事（分割 1 号）に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	713, 449, 000円	773, 849, 330円

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 6 号議案

請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令和 8 年第 2 回定例県議会で議決された社会資本総合整備（仮称）市境トンネル工事 その 1 に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	2, 013, 000, 000円	2, 097, 359, 000円

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 7 号議案

請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令和 8 年第 2 回定例県議会で議決された社会資本総合整備（仮称）市境トンネル工事 その 2 に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	2, 011, 900, 000円	2, 085, 468, 000円

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 1 8 号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

県立伊勢崎商業高等学校所有のマイクロバスとの接触事故において生じた損害について、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるものとする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

長野県上田市秋和 3 2 3 番地 1

諏訪梱包運輸株式会社 取締役社長 浅川 健司

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損害賠償金 2, 5 7 8, 8 5 6 円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者との間において、本和解条項に定めるもの以外何らの債権債務のないことを相互に確認する。

3 事件の内容

令和 6 年 1 2 月 2 1 日、前橋市池端町地内の関越自動車道下り線において、県立伊勢崎商業高等学校が所有するマイクロバスとの接触により、請求者所有の車両に損害が生じたものである。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

承第3号

専決処分の承認について

- 1 令和8年度群馬県一般会計補正予算（第3号）
- 2 請負契約の変更について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により承認を求める。

令和8年9月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和8年度群馬県一般会計補正予算（第3号）

令和8年度群馬県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ853,840,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年9月4日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		10,000	79,981	89,981
	1 繰越金	10,000	79,981	89,981
歳入合計		853,760,604	79,981	853,840,585

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 環境森林費		17,999,109	79,981	18,079,090
	4 自然環境費	1,249,105	79,981	1,329,086
歳出合計		853,760,604	79,981	853,840,585

専 決 理 由

県立赤城公園活性化整備事業における歳入歳出予算については、予算の執行時期から早急に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

2 請負契約の変更について

令和6年第3回前期定例県議会で議決され、令和7年第2回定例県議会で内容の一部の変更が議決され、令和8年3月16日内容の一部を変更する専決処分をし、令和8年第2回定例県議会で内容の一部の変更が議決された令和06年度県立赤城公園活性化整備赤城L S新築建築工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,405,019,000円	1,485,000,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年9月4日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、工期の関係から早急に契約を変更し、工事の進捗を図る必要があるので、
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

報第3号

報 告 書

1 令和7年度群馬県内部統制評価報告書

上記について、別冊のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項及び第6項の規定により、監査委員の意見を付し、報告する。

令和8年9月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和7年度群馬県内部統制評価報告書

群馬県知事 山本一太は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

群馬県知事 山本一太は、群馬県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、群馬県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「群馬県内部統制基本方針」（令和2年3月31日制定、令和6年7月23日改定、以下「基本方針」という。）を定め、当該方針に基づき、「群馬モデル」として内部統制を推進している。

(1) 知事のリーダーシップ発揮

内部統制における最高責任者を知事とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、群馬県内部統制推進・評価会議を設置し、議長を知事としている。このことにより、知事が強いリーダーシップを発揮し、内部統制を推進している。

(2) 内部統制の対象事務

「財務に関する事務」（法定）に加え、「個人情報保護に関する事務」、「公文書管理に関する事務」及び「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務」を対象とすることで、個人情報保護や公文書の適切な管理を徹底するとともに、不当な要求により県政が歪められることを強く防止している。

(3) 専門の弁護士

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士を設置し、内部統制の実効力を高めている。

また、群馬県内部統制行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、全庁に共通するリスク（共通リスク）及び対応策を整備するとともに、所属ごとに所属固有のリスク（所属個別リスク）及び対応策を整備することで、内部統制体制の整備を行う。

内部統制推進員である各所属長は、整備したリスクへ対応することで、内部統制の運

用を行い、さらに、内部統制責任者である部局長が各部局の実施状況を評価の上、内部統制評価部局に報告することとしている。

令和7年度の評価対象期間においては、知事部局の全162所属が行動計画に基づき取組を実施した。

なお、内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないため、自ら限界がある。例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化などにより、有効に機能しない場合があり得る。

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記の評価手続により評価を実施したところ、全庁的な内部統制においては、適切な取組がなされており、内部統制は概ね有効であると判断した。

一方、業務レベルの内部統制においては、「財務に関する事務」における運用上の重大な不備が5件、「個人情報保護に関する事務」における運用上の重大な不備が19件、計24件の重大な不備を把握したため、当該事務について内部統制は一部有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備に対しては、内部統制弁護士による聞き取り調査や改善に向けたアドバイスを受けるとともに、該当所属における再発防止に向けた対策の実施、及び全庁的な注意喚起などの対応を行った。

また、今後も同様の不備が発生することのないよう、全庁的な情報の共有や研修の実施などに取り組む。

報第4号

報 告 書

- 1 請負契約の変更について
- 2 請負契約の変更について
- 3 権利の放棄について
- 4 訴えの提起について
- 5 和解について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年9月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 請負契約の変更について

令和7年第2回定例県議会で議決された令和7年度 県立伊勢崎特別支援学校整備 新校舎北棟建築工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,155,000,000円	1,177,803,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年8月17日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

2 請負契約の変更について

令和7年第2回定例県議会で議決された令和7年度 県立伊勢崎特別支援学校整備 新校舎南棟増築建築工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	520,300,000円	540,694,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年7月8日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

3 権 利 の 放 棄 に つ い て

1 放棄する権利

売買契約に関する前払金返還請求権

2 相手方及び放棄する金額

住 所	相 手 方	放棄する金額	発生年度	理 由
東京都中野区弥生町 3 丁目 3 4 番 8 号	北斗通商株式会社	38,518円	令和 3 年度	破産

3 事件の内容及び請求の趣旨

対象法人は、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 1 7 条第 1 項の規定による破産手続廃止決定がなされ、無資力であると認められることから、債権の回収が不能となったため、当該債権に係る権利を放棄するものである。

上記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により権利の放棄の専決処分を行う。

令和 8 年 9 月 9 日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

4 訴えの提起について

1 事 件 名

県営住宅の建物明渡等請求事件

2 相 手 方

提 起 日	住 宅 名	住 所	氏 名

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

5 和解について

1 事件名

県営住宅の家賃支払請求等和解申立事件

2 相手方

提 起 日	住 宅 名	住 所	氏 名

3 和解の内容

(1)上記の者は、県に対し、滞納家賃を分割して毎月末日までに支払う。

(2)上記の者は、県に対し、本件建物に係る家賃を毎月末日までに支払う。

4 事件の内容

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者であるが、長期の分納を申し出たため、訴え提起前の和解申立てを行ったものである。

5 事件に関する取扱い方針

相手方が裁判所に出頭しない等和解に応じない場合は、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起を行う。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴え提起前の和解申立ての専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

報第5号

報 告 書

- 1 令和7年度群馬県一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和7年度群馬県一般会計事故繰越し繰越計算書

上記について、別冊のとおり歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び第150条第3項の規定により報告する。

令和8年9月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和 7年度群馬県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事 業 名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
繰越明許費計			97,240,506,000	86,564,256,243	1,420,004,193	43,448,414,014	30,895,000,000	1,308,120,000	9,492,718,036
1 議会費	1 議会費	議会事務局運営	137,720,000	137,720,000			124,000,000		13,720,000
2 知事戦略費	4 デジタルトランス フォーメーション費	NETSUGEN運営	217,180,000	217,180,000		108,590,000	102,000,000		6,590,000
	6 交通イノベーション 推進費	公共交通整備	92,870,000	92,870,000					92,870,000
3 総務費	1 総務管理費	施設維持管理	8,402,000	7,975,000			7,000,000		975,000
		県庁舎等運営管理	705,160,000	666,222,000			126,000,000		540,222,000
		財産活用	1,257,316,000	1,257,314,970			1,057,000,000		200,314,970
	6 危機管理費	防災情報通信管理運用	51,722,000	34,100,000			34,000,000		100,000
	7 消防保安費	火薬ガス等保安推進	603,500,000	501,590,769		501,590,769			
4 地域創生費	1 地域創生費	文化スポーツ施設等特別維持整備	2,508,000	2,508,000					2,508,000
		地域公共事業調整費	47,362,000	47,361,800					47,361,800
	3 文化振興費	文化づくり推進	3,000,000	3,000,000					3,000,000
		芸術文化事業推進	9,500,000	9,498,500	3,000,000	3,500,000			2,998,500
		文化施設整備推進	449,960,000	449,960,000			404,000,000		45,960,000
		近代美術館運営	1,056,000	1,056,000					1,056,000
		自然史博物館運営	1,887,000	1,886,500					1,886,500
	4 文化財保護費	文化財保存管理指導	7,670,000	7,670,000					7,670,000
	5 スポーツ振興費	スポーツ施設管理・整備	242,897,000	242,897,000			2,000,000		240,897,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
	6 湯けむり国スポ・全 スポぐんま準備費	第83回国民スポーツ大会・第28回全 国障害者スポーツ大会	224,902,000	224,902,000	70,000,000		6,000,000		148,902,000
5 生活こども費	2 こども・子育て支援 費	保育施設支援	526,073,000	526,073,000		526,073,000			
	4 児童福祉費	児童養護施設等対策	45,912,000	34,434,000		30,608,000			3,826,000
		中央児童相談所運営	147,760,000	114,580,000					114,580,000
		中央児童相談所一時保護	27,000,000	21,580,000					21,580,000
		東部児童相談所一時保護	1,570,000	1,570,000					1,570,000
		障害児福祉推進	1,940,000	1,940,000		970,000			970,000
		施設サービス	666,314,000	666,314,000		659,128,000			7,186,000
		ぐんま学園運営	66,721,000	66,721,000		12,211,000	48,000,000		6,510,000
		しろがね学園運営	3,755,000	3,755,000					3,755,000
6 健康福祉費	1 健康福祉費	保健福祉事務所運営	5,445,000	5,445,000					5,445,000
	2 医務費	医務行政推進	2,033,713,000	2,033,015,000		2,033,015,000			
		災害医療対策	4,000,000	4,000,000					4,000,000
	4 健康長寿社会づくり 推進費	歯科口腔保健対策	20,098,000	20,098,000		19,734,000			364,000
	5 薬務費	薬務行政	256,223,000	256,223,000		256,223,000			
	7 食品・生活衛生費	水道事業促進	5,000,000	5,000,000					5,000,000
	8 地域福祉費	生活保護実施	15,360,000	15,360,000		15,360,000			
	10 介護高齢費	地域医療介護総合確保対策	756,523,000	756,523,000				756,523,000	
		介護保険基盤運営	7,015,736,000	7,007,050,000		6,890,050,000			117,000,000
	11 障害政策費	施設サービス	1,746,081,000	1,746,081,000		1,742,116,000			3,965,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
7 環境森林費	4 自然環境費	狩猟の適正化	13,032,000	3,722,400					3,722,400
		自然公園等管理	5,390,000	390,000					390,000
		自然公園等整備	714,595,000	594,671,519	179,679,142	161,067,000	86,000,000	78,444,000	89,481,377
		適正利用推進	209,040,000	209,040,000	6,040,000	89,500,000	103,000,000		10,500,000
	5 林政費	森林経営管理対策	14,349,000	14,349,000				13,706,000	643,000
		ぐんま緑の県民基金	330,000,000	195,612,000				195,612,000	
		補助公共造林	91,518,000	91,518,000		67,896,000			23,622,000
		森林病虫害等防除対策	8,000,000	8,000,000					8,000,000
		花粉発生源対策	7,668,000	7,668,000		7,668,000			
		補助公共林道	89,802,000	59,179,000		30,238,000	23,000,000		5,941,000
		農山漁村地域整備	286,687,000	212,005,000	3,280,000	107,698,000	86,000,000		15,027,000
		補助公共作業道	176,980,000	133,238,000	11,691,000	67,706,000			53,841,000
		単独林道	46,927,000	9,489,000					9,489,000
		単独作業道	42,326,000	22,212,000					22,212,000
		水源林等整備推進	17,945,000	5,577,000					5,577,000
		森林公園整備	9,894,000	7,034,256					7,034,256
	6 林業振興費	林業構造改善対策	190,000	133,000				133,000	
		木材等生産振興対策	60,000,000	41,640,000					41,640,000
		きのこ等振興対策	147,880,000	44,079,000		44,079,000			
	7 森林保全費	補助公共治山	1,508,200,000	1,487,800,000		766,548,000	688,000,000		33,252,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
		農山漁村地域整備	426,500,000	297,525,000		147,573,000	124,000,000		25,952,000
		単独公共治山	609,000,000	455,600,000	27,301,000		383,000,000		45,299,000
9 農政費	1 農政費	総務調整費	3,614,000	3,614,000					3,614,000
		農業環境保全	20,350,000	20,350,000		20,350,000			
	3 米麦畜産費	畜産物流通消費	63,500,000	63,500,000		63,500,000			
		養鶏振興	9,000,000	9,000,000		9,000,000			
		自給飼料生産振興	97,000,000	97,000,000	97,000,000				
		浅間牧場草地・施設整備	177,000,000	177,000,000		88,500,000	79,000,000		9,500,000
		浅間家畜育成牧場研修施設整備	148,458,000	148,458,000					148,458,000
		浅間家畜育成牧場職員公舎整備	8,385,000	8,385,000					8,385,000
		中小家畜研究	7,437,000	7,437,000	7,437,000				
	4 野菜花き費	フラワーパーク運営・改修	90,000,000	90,000,000					90,000,000
		農業技術センター運営	342,494,000	342,494,000		171,247,000	171,000,000		247,000
	5 蚕糸特産費	鳥獣害防止	22,000,000	22,000,000					22,000,000
		養蚕基盤研究	59,833,000	59,833,000		22,730,000	22,000,000		15,103,000
	7 農村整備費	小規模農村整備	136,792,000	99,419,550					99,419,550
		単独農村整備	65,512,000	65,294,000	15,633,000		41,000,000	410,000	8,251,000
		農山漁村地域整備	500,420,000	374,173,000	93,543,000	187,086,500	84,000,000		9,543,500
		農村地域防災減災	854,811,000	760,429,545	60,199,000	407,939,970	251,000,000	32,817,000	8,473,575
		土地改良施設突発事故復旧	10,039,000	9,838,030		6,219,950	3,000,000		618,080

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
		相馬原補償工事	93,027,000	86,427,000		86,427,000			
		農業競争力強化基盤整備	1,380,817,000	1,304,925,061	168,145,000	690,001,531	335,000,000	98,654,000	13,124,530
		農地耕作条件改善	511,925,000	479,866,700	827,000	270,999,700	113,000,000	68,248,000	26,792,000
		農業水路等長寿命化・防災減災	519,287,000	438,689,000	4,283,000	278,053,500	83,000,000	17,550,000	55,802,500
		農山漁村地域整備事業事務費	4,000,000	4,000,000					4,000,000
		畑作等促進整備	48,188,000	32,340,000	5,659,000	17,787,000	8,000,000		894,000
10 産業経済費	1 産業政策費	ぐんま賃上げプロジェクト	1,030,000,000	1,030,000,000		1,030,000,000			
	2 未来投資・デジタル産業費	投資戦略促進	555,404,000	555,404,000		555,404,000			
	3 地域企業支援費	「稼ぐ力」強化に向けたハンズオン支援	100,000,000	100,000,000		100,000,000			
		地場産業総合振興対策	60,973,000	50,549,000		50,549,000			
		海外ビジネス展開支援	63,543,000	63,543,000		63,543,000			
	4 観光リトリート推進費	観光施設等特別維持整備	16,912,000	16,604,000					16,604,000
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	施設活用	5,791,000	5,790,519					5,790,519
11 県土整備費	1 土木管理費	総務調整費	9,500,000	6,865,079					6,865,079
		公共事業調整費	457,807,000	404,653,878					404,653,878
		建設技術支援	95,000,000	95,000,000					95,000,000
	2 道路管理費	単独公共事業事務費	12,000,000	12,000,000					12,000,000
		社会資本総合整備事業事務費	10,000,000	10,000,000			9,000,000		1,000,000
		道路維持管理	37,000,000	33,277,000					33,277,000
		単独道路維持修繕	1,517,160,000	1,122,248,872					1,122,248,872

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
		単独交通安全対策	501,137,000	386,779,284					386,779,284
		社会資本総合整備	7,331,270,000	6,289,883,470		3,272,503,869	2,550,000,000		467,379,601
		道路メンテナンス	692,451,000	501,017,280		275,559,504	200,000,000		25,457,776
		無電柱化推進	742,593,000	561,800,540		308,990,297	234,000,000		18,810,243
	3 道路整備費	単独公共事業事務費	9,000,000	9,000,000					9,000,000
		社会資本総合整備事業事務費	14,000,000	14,000,000			13,000,000		1,000,000
		補助公共事業事務費	13,000,000	13,000,000			11,000,000		2,000,000
		単独道路改築	888,955,000	728,444,145					728,444,145
		単独橋りょう予防保全	108,000,000	97,453,616					97,453,616
		社会資本総合整備	10,199,920,000	8,969,900,440		4,746,109,008	3,919,000,000		304,791,432
		道路改築	12,532,613,000	11,551,226,000		6,351,323,000	4,893,000,000		306,903,000
		道路メンテナンス	3,828,540,000	3,041,901,980		1,673,046,089	1,122,000,000		246,855,891
	4 河川費	単独公共事業事務費	4,000,000	4,000,000			4,000,000		
		社会資本総合整備事業事務費	7,050,000	4,000,000			4,000,000		
		単独河川改修	687,638,000	431,451,825			424,000,000		7,451,825
		河川維持補修	1,926,940,000	1,215,720,096	2,804,072		1,045,000,000		167,916,024
		社会資本総合整備	4,941,692,000	4,440,242,012	2,646,000	2,218,798,006	2,181,000,000		37,798,006
		大規模特定河川	860,000,000	699,528,988		349,764,494	347,000,000		2,764,494
		河川メンテナンス	322,000,000	320,508,000		160,254,000	156,000,000		4,254,000
		ダムメンテナンス	382,964,000	343,048,015	10,675,987	124,298,679	188,000,000	13,941,000	6,132,349

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
		特定ダム環境対策	14,000,000	11,210,710					11,210,710
	5 砂防費	社会資本総合整備事業事務費	10,000,000	10,000,000			9,000,000		1,000,000
		単独砂防施設	181,341,000	121,950,928	298,500		43,000,000		78,652,428
		単独砂防維持管理	629,125,000	532,969,935			237,000,000		295,969,935
		社会資本総合整備	3,238,967,000	2,698,867,064	86,099,552	1,265,948,845	1,300,000,000		46,818,667
		緊急防災・減災対策	213,350,000	162,727,252	7,052,023		95,000,000		60,675,229
		事業間連携砂防	662,200,000	567,809,400	1,600,000	293,203,188	258,000,000		15,006,212
		砂防メンテナンス	979,618,000	895,602,860	2,518,400	446,542,230	435,000,000		11,542,230
	6 都市計画費	都市計画指導調査	2,100,000	2,065,501					2,065,501
		社会資本総合整備	157,000,000	102,500,000	25,625,000	51,250,000	23,000,000		2,625,000
		土地区画整理事業負担金	120,000,000	5,390,500					5,390,500
		単独景観整備	16,650,000	15,331,808					15,331,808
		単独道路交通計画調査	210,000,000	123,795,735					123,795,735
		道路交通計画調査	6,300,000	6,174,000		2,058,000			4,116,000
		航空整備	8,000,000	7,179,100					7,179,100
	7 都市整備費	単独街路	391,856,000	233,338,729	35,757,237			31,982,000	165,599,492
		社会資本総合整備（街路）	1,200,038,000	971,120,000	174,801,600	534,115,600	242,000,000		20,202,800
		無電柱化推進	476,844,000	320,223,800	57,640,283	176,123,090	84,000,000		2,460,427
		社会資本総合整備事業事務費（街路）	5,000,000	5,000,000			4,000,000		1,000,000
		社会資本総合整備（新水泳場）	3,263,000,000	3,112,513,418	257,255,397	1,556,256,709	1,189,000,000		110,001,312

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
		敷島公園新水泳場整備	10,000,000	5,592,224					5,592,224
		公園施設維持修繕	127,790,000	89,165,266					89,165,266
		社会資本総合整備（公園）	512,065,000	447,761,000		223,880,500	208,000,000		15,880,500
	8 下水環境費	農村整備	28,000,000	17,950,000		17,950,000			
	9 建築費	建築営繕調整費	380,000	379,400					379,400
		盛土規制法関連調査	31,369,000	21,126,000		10,470,000			10,656,000
	10 住宅政策費	県営住宅維持管理	1,613,000	1,613,000	1,513,000			100,000	
		社会資本総合整備	900,211,000	886,576,000		361,263,000	513,000,000		12,313,000
12 警察費	1 警察管理費	警察施設整備	791,465,000	791,465,000					791,465,000
	2 警察活動費	交通安全施設整備	20,966,000	20,966,000		10,426,000	9,000,000		1,540,000
13 教育費	4 高等学校費	高等学校運営	1,344,000	1,344,000					1,344,000
	6 学校建設事業費	高等学校施設整備	2,783,781,000	2,783,781,000			2,546,000,000		237,781,000
		特別支援学校施設整備	2,338,127,000	2,338,127,000		593,820,000	1,497,000,000		247,307,000
14 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設単独災害復旧	504,587,000	303,410,974			303,000,000		410,974
		土木施設補助災害復旧	38,918,000	23,958,000		15,979,986	7,000,000		978,014

2 令和 7年度群馬県一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
事故繰越し計			2,403,693,399	209,229,690	2,194,463,709		2,844,264,506	1,310,000	2,045,517,152	797,437,354	
6 健康福祉費	10 介護高齢費	地域医療介護総合確保 対策	39,600,000		39,600,000		39,600,000		繰入金 39,600,000		計画に関する諸 条件
	11 障害政策費	施設サービス	626,300,000		626,300,000		626,300,000		国庫支出金 417,532,000 県債 208,000,000	768,000	計画に関する諸 条件
7 環境森林費	4 自然環境費	自然公園等整備	628,722,000	7,656,000	621,066,000		621,066,000		分担金・負担金 621,066,000		計画に関する諸 条件
		適正利用推進	20,000,000	8,000,000	12,000,000		12,000,000		国庫支出金 4,000,000 県債 8,000,000		計画に関する諸 条件
	7 森林保全費	補助公共治山	39,500,000		39,500,000		39,500,000		国庫支出金 19,574,000 県債 19,000,000	926,000	資材の入手難
9 農政費	4 野菜花き費	フラワーパーク運営・ 改修	98,978,000		98,978,000		748,778,797			748,778,797	計画に関する諸 条件
11 県土整備費	3 道路整備費	単独道路改築	14,432,019	5,720,000	8,712,019		8,712,019			8,712,019	計画に関する諸 条件
		社会資本総合整備	570,055,480		570,055,480		570,055,480		国庫支出金 284,127,170 県債 258,000,000	27,928,310	気象の関係、補 償処理の困難
		道路改築	65,560,000	26,224,000	39,336,000		39,336,000		国庫支出金 21,634,800 県債 16,000,000	1,701,200	計画に関する諸 条件
	4 河川費	単独河川改修	5,000,000		5,000,000		5,000,000		県債 4,000,000	1,000,000	計画に関する諸 条件
		河川維持補修	132,836,000	80,506,000	52,330,000		52,330,000	150,000	県債 48,000,000	4,180,000	計画に関する諸 条件

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
		社会資本総合整備	79,248,900	30,043,690	49,205,210		49,205,210		国庫支出金 22,686,155 県債 20,000,000 分担金・負担金 3,832,900	2,686,155	計画に関する諸 条件
		ダムメンテナンス	50,000,000	40,000,000	10,000,000		10,000,000	1,160,000	国庫支出金 3,536,000 県債 5,000,000	304,000	資材の入手難
14 災害復旧費	2 公共土木施設災害 復旧費	土木施設補助災害復旧	33,461,000	11,080,000	22,381,000		22,381,000		国庫支出金 14,928,127 県債 7,000,000	452,873	設計に関する諸 条件

報第6号

報 告 書

- 1 令和7年度群馬県流域下水道事業会計予算繰越計算書
- 2 令和7年度群馬県電気事業会計予算繰越計算書
- 3 令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算繰越計算書
- 4 令和7年度群馬県水道事業会計予算繰越計算書
- 5 令和7年度群馬県団地造成事業会計予算繰越計算書
- 6 令和7年度群馬県施設管理事業会計予算繰越計算書
- 7 令和7年度群馬県病院事業会計予算繰越計算書

上記について、別冊のとおり支出予算を繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年9月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和7年度群馬県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支払義務 発 生 額	翌年 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 資産の購入 限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	市町村等 負担金			
1 流域下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	奥 利 根 処 理 区 建設費（補助）	117,572,000	35,725,000	81,847,000	45,923,000	17,000,000	18,924,000			計画の見直しに不測の日数を要したため
		奥 利 根 処 理 区 建設費（単独）	12,281,000	7,110,364	5,170,000		2,000,000	3,170,000	636		関係者との調整に不測の日数を要したため
		県 央 処 理 区 建設費（補助）	1,508,917,000	389,933,742	1,118,982,000	602,420,000	257,000,000	259,562,000	1,258		部品製作に不測の日数を要したため
		県 央 処 理 区 建設費（単独）	16,743,000	12,740,430	4,000,000		2,000,000	2,000,000	2,570		関係者との調整に不測の日数を要したため
		桐 生 処 理 区 建設費（補助）	167,391,000	90,725,716	76,665,000	38,332,000	19,000,000	19,333,000	284		計画の見直しに不測の日数を要したため
		桐 生 処 理 区 建設費（単独）	7,227,000	3,226,800	4,000,000		2,000,000	2,000,000	200		関係者との調整に不測の日数を要したため
		西 邑 楽 処 理 区 建設費（補助）	140,283,000	110,433,990	29,848,000	14,924,000	7,000,000	7,924,000	1,010		計画の見直しに不測の日数を要したため
		西 邑 楽 処 理 区 建設費（単独）	11,398,000	6,903,800	4,494,000		2,000,000	2,494,000	200		関係者との調整に不測の日数を要したため

款	項	事業名	予算 上額	支払義務 発生額	翌年 繰越 度額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰 越るす 年係る にをな 購入 額	説明
						国庫補助金	企業債	市町村等 負担金			
1 流域下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	新田処理区 建設費（補助）	71,684,000	12,973,000	58,711,000	29,355,000	14,000,000	15,356,000			計画の見直しに不測の日数を要したため
		新田処理区 建設費（単独）	4,001,000	20	4,000,000		2,000,000	2,000,000	980		関係者との調整に不測の日数を要したため
		佐波処理区 建設費（補助）	698,386,000	678,386,000	20,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000			計画の見直しに不測の日数を要したため
		佐波処理区 建設費（単独）	4,001,000	730	4,000,000		2,000,000	2,000,000	270		関係者との調整に不測の日数を要したため
計			2,759,884,000	1,348,159,592	1,411,717,000	740,954,000	331,000,000	339,763,000	7,408		

2 令和7年度群馬県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支払義務 生 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						損益勘定 留保資金等			
1 電気事業 資本的支出	1 建設改良費	白沢発電所 設備更新費	1,893,579,000	1,334,096,717	548,361,000	548,361,000	11,121,283		工事に不測の日数を要したため
		関根発電所 設備更新費	1,202,984,000	51,326,848	1,147,982,000	1,147,982,000	3,675,152		部品調達に不測の日数を要したため
		中之条発電所 設備整備費	576,659,000	533,915,800	42,720,000	42,720,000	23,200		工事に不測の日数を要したため
		利南発電所 設備整備費	88,920,000	60,661,700	16,700,000	16,700,000	11,558,300		関係者との調整に不測の日数を要したため
		小出発電所 設備整備費	15,796,000	10,296,000	5,500,000	5,500,000			部品調達に不測の日数を要したため
		東発電所 設備整備費	515,265,000	284,066,200	231,194,000	231,194,000	4,800		部品調達に不測の日数を要したため
		小平発電所 設備整備費	268,550,000	65,683,200	121,986,000	121,986,000	80,880,800		部品調達に不測の日数を要したため

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越たな 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
1 電 気 事 業 出 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	高 津 戸 発 電 所 設 備 整 備 費	198,898,000	15,172,800	16,758,000	16,758,000	166,967,200		部品調達に不測の日数を要したため
		田 沢 発 電 所 設 備 整 備 費	54,995,000	15,790,000	29,255,000	29,255,000	9,950,000		関係者との調整に不測の日数を要したため
		霧 積 発 電 所 設 備 整 備 費	5,148,000		4,895,000	4,895,000	253,000		関係者との調整に不測の日数を要したため
計			4,820,794,000	2,371,009,265	2,165,351,000	2,165,351,000	284,433,735		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
1 電気事業費用	1 営業費用	水力発電費	6,990,941,000	6,546,322,006	86,460,000	86,460,000	358,158,994		関係者との調整に不測の日 数を要したため
1 電気事業 資本的支出	1 建設改良費	四万発電所 設備更新費	4,642,502,000	4,097,202,200	509,757,000	509,757,000	35,542,800		工事に不測の日数を要した ため
計			11,633,443,000	10,643,524,206	596,217,000	596,217,000	393,701,794		

3 令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 工業用水道事業 資本的支出	1 建設改良費	渋川工業用水道 設備整備費	203,878,000	134,142,800	61,735,000	61,735,000	2,905,200		関係者との調整に不測の 日数を要したため
		東毛工業用水道 設備整備費	220,461,000	83,335,240	131,020,000	131,020,000	6,105,760		関係者との調整に不測の 日数を要したため
		太田地区 設備整備費	8,965,000		8,965,000	8,965,000			部品調達に不測の日数を 要したため
計			433,304,000	217,478,040	201,720,000	201,720,000	9,010,960		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
1 工業用水道事業 費	1 営業費用	渋川工業用水道 事業費	678,893,000	652,608,900	17,160,000	17,160,000	9,124,100		工事に不測の日数を要したため
1 工業用水道事業 資本的支出	1 建設改良費	渋川工業用水道 設備整備費	203,878,000	134,142,800	5,095,000	5,095,000	2,905,200		工事に不測の日数を要したため
計			882,771,000	786,751,700	22,255,000	22,255,000	12,029,300		

4 令和7年度群馬県水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支払義務 発生額	翌年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金等			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	県央第一水道 建設費	928,908,000	536,368,395	389,088,000	389,088,000	3,451,605		工事に不測の日数を要したため
		県央第一水道 設備整備費	228,683,000	178,682,900	49,874,000	49,874,000	126,100		関係者との調整に不測の日数を要したため
計			1,157,591,000	715,051,295	438,962,000	438,962,000	3,577,705		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
1 水道事業費用	1 営業費用	県央第一水道 事業費	1,561,081,000	1,510,136,018	2,993,000	2,993,000	47,951,982		関係者との調整に不測の日 数を要したため
計			1,561,081,000	1,510,136,018	2,993,000	2,993,000	47,951,982		

5 令和7年度群馬県団地造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支払義務 発生額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金等			
1 団地造成事業 資本的支出	1 土地造成費	用地及び造成費	4,985,442,000	3,082,763,673	1,635,362,000	1,635,362,000	267,316,327		工事に不測の日数を要したため
	2 開発調査費	開発調査費	68,400,000	53,748,943	14,651,000	14,651,000	57		調査に不測の日数を要したため
計			5,053,842,000	3,136,512,616	1,650,013,000	1,650,013,000	267,316,384		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越たな卸 資産の購入限度額	説 明
						損益勘定 留保資金等			
1 団地造成事業 資本的支出	1 土地造成費	用地及び造成費	2,690,800,000	2,226,794,188	265,514,000	265,514,000	198,491,812		関係者との調整に不測の日 数を要したため
計			2,690,800,000	2,226,794,188	265,514,000	265,514,000	198,491,812		

6 令和7年度群馬県施設管理事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支払義務 発生額	翌年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金等			
3 ゴルフ場事業 資本的支出	1 建設改良費	ゴルフ場 建設費	190,364,000	236,000	189,764,000	189,764,000	364,000		機器調達等に不測の日数を 要したため
		ゴルフ場 設備整備費	106,793,000	42,709,700	34,550,000	34,550,000	17,415,300		機器調達に不測の日数を要 したため
計			297,157,000	42,945,700	224,314,000	224,314,000	17,779,300		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越たな 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
3 ゴルフ場 事業費用	1 営 業 費 用	ゴルフ場管理費	512,658,000	486,153,473	2,647,000	2,647,000	23,857,527		機器調達に不測の日数を要したため
3 ゴルフ場事業 資本的支出	1 建設改良費	ゴルフ場 建設費	761,331,000	214,493,000	532,272,000	532,272,000	14,566,000		機器調達に不測の日数を要したため
		ゴルフ場 設備整備費	106,793,000	42,709,700	12,118,000	12,118,000	17,415,300		機器調達に不測の日数を要したため
計			1,380,782,000	743,356,173	547,037,000	547,037,000	55,838,827		

7 令和7年度群馬県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫負担金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	精神医療センター 医療観察法病棟 給湯用ヒートポンプ更新工事	34,920,000		34,920,000		34,000,000	920,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		精神医療センター CHR-1（1号機、3号機）系統 チリングユニット修繕工事	18,480,000		18,480,000		18,000,000	480,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		小児医療センター 移転再整備基本設計	211,002,000		211,002,000			211,002,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		医療器械等購入	910,331,000		910,331,000		909,000,000	1,331,000			物品調達に不測の日数を要したため
計			1,174,733,000		1,174,733,000		961,000,000	213,733,000			

地方公営企業法第26条第2項のただし書きの規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫負担金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 収益的支出	1 医業費用	小児医療センター 移転再整備基本設計に係る支援業 務委託	6,930,000		6,930,000			6,930,000			関係者との調整に不 測の日数を要したた め
1 資本的支出	1 建設改良費	小児医療センター B棟非常用発電装置点検整備	34,340,000		34,340,000		34,000,000	340,000			関係者との調整に不 測の日数を要したた め
計			41,270,000		41,270,000		34,000,000	7,270,000			

報第7号

報 告 書

- 1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率
- 2 令和7年度決算に基づく資金不足比率

上記について、別冊のとおり地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告する。

令和8年9月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和7年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	8.8 (25)	124.3 (400)

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「—」とした。
- 2 括弧内は早期健全化基準の比率である。

２ 令和７年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
群馬県流域下水道事業会計	—
群馬県電気事業会計	—
群馬県工業用水道事業会計	—
群馬県水道事業会計	—
群馬県団地造成事業会計	—
群馬県施設管理事業会計	—
群馬県病院事業会計	—

- 資金不足がないため、比率は「—」とした。
- 資金不足比率の経営健全化基準は２０％である。

予 算 説 明 書

令和 8年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第4号)

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金	3,815,677	△ 12,724	3,802,953
9 国 庫 支 出 金	102,069,868	7,642,598	109,712,466
11 寄 附 金	577,914	500	578,414
12 繰 入 金	64,836,262	306,692	65,142,954
13 繰 越 金	89,981	5,251,038	5,341,019
14 諸 収 入	13,489,040	43,661	13,532,701
15 県 債	46,100,000	410,000	46,510,000
歳 入 合 計	853,840,585	13,641,765	867,482,350

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
2 知 事 戦 略 費	12,300,341	45,343	12,345,684	29,690			15,653
3 総 務 費	41,327,349	3,547,998	44,875,347		10,000		3,537,998
4 地 域 創 生 費	9,918,093	193,491	10,111,584	12,500	18,000		162,991
5 生 活 も こ 費	47,041,356	49,846	47,091,202	7,055	34,000	500	8,291
6 健 康 福 祉 費	149,061,999	618,041	149,680,040	475,165			142,876
7 環 境 森 林 費	18,079,090	969,540	19,048,630		5,000	25,616	938,924
9 農 政 費	23,121,263	50,677	23,171,940	5,843	5,000	18,045	21,789
10 産 業 経 済 費	11,677,944	3,000	11,680,944				3,000

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
11 県 土 整 備 費	70,512,546	1,307,058	71,819,604	1,010,345	50,000	△ 12,724	259,437
12 警 察 費	50,773,477	126,500	50,899,977				126,500
13 教 育 費	185,078,296	6,730,271	191,808,567	6,102,000	288,000	306,692	33,579
歳 出 合 計	853,840,585	13,641,765	867,482,350	7,642,598	410,000	338,129	5,251,038

第 7 款 分担金及び負担金

(単位 千円)

– 81 –

第 9 款 国庫支出金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国 庫 負 担 金	59,186,611	△ 375,598	58,811,013			
7 県 土 整 備 費 国 庫 負 担 金	6,846,754	△ 375,598	6,471,156	1 道 路 管 理 費 負 担	47,219	○ 道路メンテナンス費 △ 147,536 ○ 無電柱化推進費 194,755
				2 道 路 整 備 費 負 担	△ 388,835	○ 道路改築費 △ 394,708 ○ 道路メンテナンス費 5,873
				3 河 川 費 負 担	△ 269,157	○ 大規模特定河川費 △ 251,657 ○ 河川メンテナンス費 △ 17,500
				4 砂 防 費 負 担	202,775	○ 災害関連緊急砂防費 213,600 ○ 事業間連携砂防費 △ 10,825
				5 都 市 計 画 費 負 担	△ 5,000	○ 道路交通計画調査費
				6 都 市 整 備 費 負 担	37,400	○ 無電柱化推進費
2 国 庫 補 助 金	42,140,917	8,018,196	50,159,113			
1 知 事 戦 略 費 国 庫 補 助 金	2,175,402	35,533	2,210,935	1 戦 略 企 画 費 補 助	5,843	○ 地域未来交付金（ハード）
				3 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費 補 助	29,690	○ 交通まちづくり戦略推進費
3 地 域 創 生 費 国 庫 補 助 金	321,815	12,500	334,315	3 文 化 振 興 費 補 助	12,500	○ 文化づくり推進費
4 生 活 こ ど も 費 国 庫 補 助 金	1,741,583	7,055	1,748,638	2 こ ど も ・ 子 育 て 支 援 費 補 助	2,727	○ 保育資質向上費
				4 児 童 福 祉 費 補 助	4,328	○ 児童養護施設等対策費 2,261 ○ 母子保健対策費 2,067
5 健 康 福 祉 費 国 庫 補 助 金	7,347,411	475,165	7,822,576	2 医 務 費 補 助	29,760	○ 医務行政推進費
				7 介 護 高 齢 費 補 助	223,382	○ 介護保険制度推進費 25,216 ○ 介護保険基盤運営費 198,166
				8 障 害 政 策 費 補 助	222,023	○ 施設サービス費 220,192 ○ 精神保健対策費 1,831
10 県 土 整 備 費 国 庫 補 助 金	11,250,243	1,385,943	12,636,186	2 道 路 管 理 費 補 助	58,236	○ 社会資本総合整備費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				3 道 路 整 備 費 補 助	2,248,477	○ 社会資本総合整備費
				4 河 川 費 補 助	△ 275,020	○ 社会資本総合整備費
				5 砂 防 費 補 助	△ 138,872	○ 社会資本総合整備費
				6 都 市 計 画 費 補 助	△ 66,350	○ 社会資本総合整備費
				7 都 市 整 備 費 補 助	△ 199,553	○ 社会資本総合整備費（街路） 20,811 ○ 社会資本総合整備費（新水泳場） △ 142,194 ○ 社会資本総合整備費（公園） △ 78,170
				10 住 宅 政 策 費 補 助	△ 240,975	○ 社会資本総合整備費
12 教 育 費 国 庫 補 助 金	4,466,621	6,102,000	10,568,621	1 教 育 総 務 費 補 助	6,102,000	○ 学校管理事務費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 寄 附 金	577,914	500	578,414			
4 生 活 こ ど も 費 寄 附 金	300	500	800	2 児 童 福 祉 費 寄 附	500	○ 家庭児童福祉推進費

第 12 款 繰入金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 基 金 繰 入 金	61,377,414	306,692	61,684,106			
22 高 等 学 校 等 教 育 改 革 促 進 基 金 繰 入 金	125,880	306,692	432,572	1 高 等 学 校 等 教 育 改 革 促 進 基 金 繰 入 金	306,692	

第 13 款 繰越金

[illegible]

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 受 託 事 業 収 入	814,106	18,045	832,151			
5 農 政 費 受 託 事 業 収 入	522,037	18,045	540,082	3 農業試験受託事業収入	18,045	
6 雑 入	3,390,875	25,616	3,416,491			
5 雑 入	3,133,418	25,616	3,159,034	1 雑 入	25,616	

第 15 款 県債

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県 債	46,100,000	410,000	46,510,000			
2 総 務 債	3,454,000	10,000	3,464,000	4 徴 税 債	10,000	○ 税務事務総合調整費
3 地 域 創 生 債	480,000	18,000	498,000	1 文 化 振 興 債	16,000	○ 文化施設整備推進費
				3 ス ポ ー ツ 振 興 債	2,000	○ スポーツ施設管理・整備費
4 生 活 こ ど も 債	618,000	34,000	652,000	2 児 童 福 祉 債	32,000	○ 児童養護施設等対策費 7,000 ○ 中央児童相談所運営費 6,000 ○ 東部児童相談所一時保護費 19,000
				3 生 活 こ ど も 債	2,000	○ 女性保護事業推進費
				4 林 政 債	5,000	○ 森林公園整備費
6 環 境 森 林 債	3,981,000	5,000	3,986,000	6 蚕 糸 特 産 債	5,000	○ 養蚕基盤研究費
7 農 政 債	1,745,000	5,000	1,750,000	2 道 路 管 理 債	87,000	○ 社会資本総合整備費（道路管理） 52,000 ○ 道路メンテナンス費（道路管理） △ 108,000 ○ 無電柱化推進費（道路管理） 143,000
9 県 土 整 備 債	23,387,000	50,000	23,437,000	3 道 路 整 備 債	1,100,000	○ 社会資本総合整備費（道路整備） 1,444,000 ○ 道路改築費 △ 348,000 ○ 道路メンテナンス費（道路整備） 4,000
				4 河 川 債	△ 436,000	○ 河川維持補修費 53,000 ○ 社会資本総合整備費（河川） △ 248,000 ○ 大規模特定河川費 △ 226,000 ○ 河川メンテナンス費 △ 15,000
				5 砂 防 債	△ 37,000	○ 社会資本総合整備費（砂防） △ 125,000 ○ 災害関連緊急砂防費 96,000 ○ 事業間連携砂防費 △ 8,000
				6 都 市 計 画 債	△ 30,000	○ 社会資本総合整備費（都市計画）
				7 都 市 整 備 債	△ 186,000	○ 社会資本総合整備費（街路） △ 5,000 ○ 無電柱化推進費（街路） 17,000 ○ 社会資本総合整備費（新水泳場） △ 128,000

3 歳 出

第 2 款 知事戰略費

(単位 千円)

[illegible]

第 3 款 総務費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 総 務 管 理 費	23,017,372	3,379,145	26,396,517						3,379,145	
3 財 政 管 理 費	7,141,859	3,379,145	10,521,004	24 積 立 金	3,379,145				3,379,145	
						財 政 調 整 基 金 積 立	3,379,145		3,379,145	
2 徴 税 費	12,888,508	120,853	13,009,361					県債 10,000	110,853	
1 税 務 総 務 費	2,306,444	45,532	2,351,976	10 需 用 費	1,694			県債 10,000	35,532	
				11 役 務 費	2,948	税 務 事 務 総 合 調 整	45,532	県債 10,000	35,532	・ 委 託 料 18,012
				12 委 託 料	18,012					・ 工 事 費 3,333
				14 工事請負費	3,333					
				17 備品購入費	19,545					
2 賦 課 徴 収 費	10,582,064	75,321	10,657,385	12 委 託 料	75,321				75,321	
						シ ス テ ム 管 理	75,321		75,321	・ 委 託 料 75,321
7 消 防 保 安 費	1,675,910	48,000	1,723,910						48,000	
2 防災航空センター費	637,519	48,000	685,519	10 需 用 費	36,336				48,000	
				12 委 託 料	11,664	防災航空センター運営	48,000		48,000	・ 委 託 料 11,664

第 4 款 地域創生費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	652,061	25,000	677,061						25,000	
3 外国人活躍推進費	67,974	25,000	92,974	12 委託料	25,000				25,000	
						多文化共生支援	25,000		25,000	・委託料 25,000
3 文化振興費	3,126,767	43,904	3,170,671					国庫 12,500 県債 16,000	15,404	
2 文化振興費	882,078	20,000	902,078	12 委託料	20,000			国庫 12,500	7,500	
						文化づくり推進	20,000	国庫 12,500	7,500	・委託料 20,000
3 文化施設費	250,946	23,904	274,850	14 工事請負費	23,904			県債 16,000	7,904	
						文化施設整備推進	23,904	県債 16,000	7,904	・工事費 23,904
5 スポーツ振興費	2,071,861	59,347	2,131,208					県債 2,000	57,347	
3 スポーツ施設費	685,010	59,347	744,357	14 工事請負費	59,347			県債 2,000	57,347	
						スポーツ施設管理・整備	59,347	県債 2,000	57,347	・工事費 59,347
7 施設調整費	515,252	65,240	580,492						65,240	
2 湯けむり国スポ・全スポぐんま準備費	467,357	65,240	532,597	14 工事請負費	65,240				65,240	
						第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会	65,240		65,240	・工事費 65,240

第 5 款 生活こども費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 生 活 こ ど も 費	676,318	2,695	679,013					県債 2,000	695	
5 女 性 保 護 費	100,269	2,695	102,964	10 需 用 費	2,618			県債 2,000	695	
				11 役 務 費	77	女 性 保 護 事 業 推 進	2,695	県債 2,000	695	
2 こ だ も ・ 子 費	23,982,677	4,297	23,986,974					国庫 2,727	1,570	
3 保 育 振 興 費	16,202,642	4,297	16,206,939	12 委 託 料	822			国庫 2,727	1,570	
				18 負担金補助 及び交付金	3,475	保 育 資 質 向 上	4,297	国庫 2,727	1,570	・ 委 託 料 822
										・ 補 助 金 3,475
4 児 童 福 祉 費	7,702,941	42,854	7,745,795					国庫 4,328	6,026	
2 児 童 福 祉 費	4,042,111	38,718	4,080,829					寄附 500		
								県債 32,000		
				10 需 用 費	7,065			国庫 2,261	3,957	
				11 役 務 費	140			寄附 500		
				14 工事請負費	31,513			県債 32,000		
						家 庭 児 童 福 祉 推 進	10,513	国庫 2,261	752	・ 工 事 費 10,513
								寄附 500		
4 母 子 保 健 費	247,034	4,136	251,170					県債 7,000		
						中 央 児 童 相 談 所 運 営	7,205	県債 6,000	1,205	
						東 部 児 童 相 談 所 一 時 保 護	21,000	県債 19,000	2,000	・ 工 事 費 21,000
				18 負担金補助 及び交付金	4,136			国庫 2,067	2,069	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
						母 子 保 健 対 策	4,136	国庫 2,067	2,069	・ 補 助 金 4,136

第 6 款 健康福祉費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
2 医 務 費	17,356,495	44,640	17,401,135					国庫 29,760	14,880	
2 医 療 整 備 費	9,756,513	44,640	9,801,153	18 負担金補助 及び交付金	44,640			国庫 29,760	14,880	
						医 務 行 政 推 進	44,640	国庫 29,760	14,880	・ 補 助 金 44,640
10 介 護 高 齢 費	33,472,139	349,546	33,821,685					国庫 223,382	126,164	
3 高 齢 者 施 設 費	2,764,096	47,832	2,811,928	18 負担金補助 及び交付金	47,832				47,832	
						老 人 福 祉 施 設 対 策	47,832		47,832	・ 補 助 金 47,832
4 介 護 保 険 制 度 推 進 費	28,765,094	37,826	28,802,920	12 委 託 料	37,826			国庫 25,216	12,610	
						介 護 保 険 制 度 推 進	37,826	国庫 25,216	12,610	・ 委 託 料 37,826
5 介 護 保 険 基 盤 運 営 費	36,682	263,888	300,570	18 負担金補助 及び交付金	263,888			国庫 198,166	65,722	
						介 護 保 険 基 盤 運 営	263,888	国庫 198,166	65,722	・ 補 助 金 263,888
11 障 害 政 策 費	25,688,012	223,855	25,911,867					国庫 222,023	1,832	
2 障 害 者 自 立 支 援 費	22,104,460	220,192	22,324,652	18 負担金補助 及び交付金	220,192			国庫 220,192		
						施 設 サ ー ビ ス	220,192	国庫 220,192		・ 補 助 金 220,192
4 精 神 保 健 費	447,192	3,663	450,855	7 報 償 費	220			国庫 1,831	1,832	
				8 旅 費	30	精 神 保 健 対 策	3,663	国庫 1,831	1,832	・ 委 託 料 3,344
				10 需 用 費	60					
				11 役 務 費	9					
				12 委 託 料	3,344					

第 7 款 環境森林費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	367,304	964,099	1,331,403					諸収 25,616	938,483	
3 産 業 廃 棄 物 対 策 費	119,617	964,099	1,083,716	12 委 託 料	22,000			諸収 25,616	938,483	
				14 工事請負費	942,099	不 適 正 処 理 対 策	964,099	諸収 25,616	938,483	・ 委 託 料 22,000
										・ 工 事 費 942,099
5 林 政 費	6,099,320	5,441	6,104,761					県債 5,000	441	
6 森 林 活 用 推 進 費	226,214	5,441	231,655	14 工事請負費	4,486			県債 5,000	441	
				17 備品購入費	955	森 林 公 園 整 備	5,441	県債 5,000	441	・ 工 事 費 4,486

第 9 款 農政費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
2 農 業 構 造 政 策 費	2,553,576	3,511	2,557,087						3,511	
6 農 業 金 融 等 対 策 費	149,475	3,511	152,986	18 負担金補助 及び交付金	3,511				3,511	
						農 業 近 代 化 資 金 等 融 通 対 策	2,344		2,344	・ 補 助 金 2,344
						総 合 農 政 利 子 負 担 軽 減 対 策	1,167		1,167	・ 補 助 金 1,167
3 米 麦 畜 産 費	2,699,826	3,884	2,703,710					諸収	3,884	
9 畜 産 試 験 場 費	633,876	3,884	637,760	8 旅 費	532			諸収	3,884	
				10 需 用 費	2,708	大 家 畜 研 究	3,100	諸収	3,100	
				11 役 務 費	360	資 源 循 環 研 究	784	諸収	784	
				17 備品購入費	284					
4 野 菜 花 き 費	2,571,766	14,161	2,585,927					諸収	14,161	
6 農 業 技 術 セ ン タ ー 費	862,820	14,161	876,981	8 旅 費	117			諸収	14,161	
				10 需 用 費	4,532	農 作 物 環 境 研 究	4,626	諸収	4,626	・ 委 託 料 456
				12 委 託 料	456	普 通 作 物 研 究	7,935	諸収	7,935	
				17 備品購入費	9,056	地 球 温 暖 化 適 応 策 の 調 査 研 究	1,600	諸収	1,600	
5 蚕 糸 特 産 費	1,686,370	29,121	1,715,491					国庫	5,843	
								県債	5,000	
7 蚕 糸 技 術 セ ン タ ー 費	238,484	29,121	267,605	12 委 託 料	17,435			国庫	5,843	
				14 工事請負費	11,686			県債	5,000	
						養 蚕 基 盤 研 究	29,121	国庫	5,843	・ 委 託 料 17,435

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
								県債 5,000		・ 工 事 費 11,686

[illegible]

第 1 1 款 県土整備費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
2 道 路 管 理 費	16,119,866	422,342	16,542,208					国庫 105,455 県債 87,000	229,887	
2 道 路 管 理 費	14,971,779	422,342	15,394,121	12 委 託 料	120,000			国庫 105,455 県債 87,000	229,887	
				14 工事請負費	302,342					
						単 独 道 路 維 持 修 繕	120,000		120,000	・ 委 託 料 120,000
						単 独 交 通 安 全 対 策	100,000		100,000	・ 工 事 費 100,000
						社 会 資 本 総 合 整 備	116,472	国庫 58,236 県債 52,000	6,236	・ 工 事 費 116,472
						道 路 メ ン テ ナ ン ス	△268,230	国庫 △147,536 県債 △108,000	△12,694	・ 工 事 費 △268,230
						無 電 柱 化 推 進	354,100	国庫 194,755 県債 143,000	16,345	・ 工 事 費 354,100
3 道 路 整 備 費	19,132,329	3,082,515	22,214,844					国庫 1,859,642 県債 1,100,000	122,873	
2 道 路 新 設 改 良 費	15,951,416	3,082,515	19,033,931	14 工事請負費	3,082,515			国庫 1,859,642 県債 1,100,000	122,873	
						社 会 資 本 総 合 整 備	3,853,670	国庫 2,248,477 県債 1,444,000	161,193	・ 工 事 費 3,853,670
						道 路 改 築	△781,835	国庫 △394,708	△39,127	・ 工 事 費 △781,835

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
								県債 △348,000		
						道 路 メ ン テ ナ ン ス	10,680	国庫 5,873 県債 4,000	807	・ 工 事 費 10,680
4 河 川 費	8,245,751	△1,034,854	7,210,897					国庫 △544,177 県債 △436,000	△54,677	
2 河 川 改 良 費	7,340,507	△1,034,854	6,305,653	12 委 託 料	△85,000			国庫 △544,177 県債 △436,000	△54,677	
				14 工事請負費	△892,854			県債 △436,000		
				16 公有財産 購入費	△28,000	河 川 維 持 補 修	53,500	県債 53,000	500	・ 工 事 費 53,500
				21 補償補填及 び賠償金	△29,000	社 会 資 本 総 合 整 備	△550,040	国庫 △275,020 県債 △248,000	△27,020	・ 工 事 費 △550,040
						大 規 模 特 定 河 川	△503,314	国庫 △251,657 県債 △226,000	△25,657	・ 委 託 料 △85,000 ・ 工 事 費 △361,314 ・ 用 地 購 入 費 △28,000 ・ 補 償 金 △29,000
						河 川 メ ン テ ナ ン ス	△35,000	国庫 △17,500 県債 △15,000	△2,500	・ 工 事 費 △35,000
5 砂 防 費	5,566,838	8,806	5,575,644					国庫 63,903 分負 △14,800 県債 △37,000	△3,297	

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
2 砂 防 費	4,104,036	8,806	4,112,842	12 委 託 料	72,850			国庫 63,903	△3,297	
				13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△394			分負 △14,800		
				14 工事請負費	△71,400			県債 △37,000		
				16 公 有 財 産 購 入 費	7,100	社 会 資 本 総 合 整 備	△290,244	国庫 △138,872	△13,072	・ 工 事 費 △290,244
				21 補償補填及 び 賠 償 金	650			分負 △13,300		
								県債 △125,000		
						災 害 関 連 緊 急 砂 防	320,400	国庫 213,600	10,800	・ 委 託 料 72,850
								県債 96,000		・ 工 事 費 240,194
										・ 用 地 購 入 費 7,100
										・ 補 償 金 650
						事 業 間 連 携 砂 防	△19,850	国庫 △10,825	△1,025	・ 工 事 費 △19,850
								県債 △8,000		
						砂 防 メ ン テ ナ ンス	△1,500	分負 △1,500		・ 工 事 費 △1,500
6 都 市 計 画 費	811,065	△147,700	663,365					国庫 △71,350	△13,175	
								分負 △33,175		
								県債 △30,000		
2 土 地 区 画 整 理 費	345,752	△132,700	213,052	18 負担金補助 及び交付金	△132,700			国庫 △66,350	△3,175	
								分負 △33,175		
								県債 △30,000		

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
						社 会 資 本 総 合 整 備	△132,700	国庫 △66,350 分負 △33,175 県債 △30,000	△3,175	・ 交 付 金 △132,700
4 道 路 交 通 計 画 費	275,979	△15,000	260,979	18 負担金補助 及び交付金	△15,000			国庫 △5,000	△10,000	
						道 路 交 通 計 画 調 査	△15,000	国庫 △5,000	△10,000	・ 負 担 金 △15,000
7 都 市 整 備 費	7,060,189	△334,890	6,725,299					国庫 △162,153 分負 35,251 県債 △186,000	△21,988	
1 街 路 費	1,855,719	105,838	1,961,557	12 委 託 料	89,838			国庫 58,211	376	
				16 公 有 財 産 購 入 費	16,000			分負 35,251 県債 12,000		
						社 会 資 本 総 合 整 備 (街 路)	37,838	国庫 20,811 分負 23,011 県債 △5,000	△984	・ 委 託 料 21,838 ・ 用 地 購 入 費 16,000
						無 電 柱 化 推 進	68,000	国庫 37,400 分負 12,240 県債 17,000	1,360	・ 委 託 料 68,000
				12 委 託 料	△70,900			国庫 △220,364	△22,364	
				14 工 事 請 負 費	△85,440			県債 △198,000		
2 公 園 費	5,204,470	△440,728	4,763,742							

[illegible]

[illegible]

第 13 款 教育費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 教 育 総 務 費	30,337,470	6,105,692	36,443,162					国庫 6,102,000 繰入 3,692		
3 教 育 管 理 費	5,082,293	6,102,000	11,184,293	24 積 立 金	6,102,000			国庫 6,102,000		
						学 校 管 理 事 務	6,102,000	国庫 6,102,000		・ 積 立 金 6,102,000
7 高 校 教 育 指 導 費	585,058	3,692	588,750	7 報 償 費	50			繰入 3,692		
				8 旅 費	3,542	学 校 経 営 管 理 指 導	3,692	繰入 3,692		
				13 使 用 料 及 び 賃 借 料	100					
4 高 等 学 校 費	30,533,690	1,579	30,535,269						1,579	
1 高 等 学 校 費	30,176,942	1,579	30,178,521	21 補償補填及 び 賠 償 金	1,579				1,579	
						高 等 学 校 運 営	1,579		1,579	・ 賠 償 金 1,579
6 学 校 建 設 事 業 費	8,544,671	623,000	9,167,671					繰入 303,000 県債 288,000	32,000	
1 学 校 建 設 費	8,544,671	623,000	9,167,671	12 委 託 料	303,000			繰入 303,000	32,000	
				14 工事請負費	320,000			県債 288,000		
						高 等 学 校 施 設 整 備	623,000	繰入 303,000 県債 288,000	32,000	・ 委 託 料 303,000 ・ 工 事 費 320,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの

支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	県 債	そ の 他	
母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムサーバー賃貸借契約	51,650			令和 9年度から 令和14年度まで	51,650				51,650
電子入札共同システム次期開発及び運用保守委託契約	1,222,323			令和 9年度から 令和15年度まで	1,222,323			672,275	550,048
公共事業等電子入札システム運用保守委託契約（延長）	214,582			令和 9年度から 令和10年度まで	214,582			118,020	96,562
県営住宅管理業務電算委託契約	170,894			令和 9年度から 令和14年度まで	170,894			170,894	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの

支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

2 変 更

(単位 千円)

事 項	区 分	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	県 債	そ の 他	
農業近代化資金融資に対する利子補給契約	補 正 前	274,648			令和 9年度から 令和29年度まで	274,648				274,648
	補 正	587,461				587,461				587,461
	補 正 後	862,109			令和 9年度から 令和29年度まで	862,109				862,109
総合農政利子負担軽減制度における利子補給（助成）契約	補 正 前	51,555			令和 9年度から 令和14年度まで	51,555				51,555
	補 正	19,420				19,420				19,420
	補 正 後	70,975			令和 9年度から 令和14年度まで	70,975				70,975

県債の令和6年度末及び令和7年度末における現在高並びに
令和8年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令 和 6 年 度 末	令 和 7 年 度 末	令 和 8 年 度 中 増 減 見 込 み				令 和 8 年 度 末
	現 在 高	現 在 高	令 和 8 年 度 中 起 債 見 込 額			令 和 8 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	現 在 高 見 込 額
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額		
1 普 通 債	617, 597, 206	621, 130, 460	44, 255, 000	410, 000	44, 665, 000	48, 543, 288	617, 252, 172
(1) 土 木	431, 440, 040	432, 547, 660	22, 652, 000	498, 000	23, 150, 000	33, 203, 899	422, 493, 761
(2) 農 林 水 産	66, 425, 238	67, 406, 336	5, 726, 000	10, 000	5, 736, 000	6, 100, 357	67, 041, 979
(3) 教 育	42, 371, 024	43, 674, 276	7, 547, 000	288, 000	7, 835, 000	3, 595, 484	47, 913, 792
(4) 公 営 住 宅	8, 730, 292	8, 540, 172	868, 000	△ 448, 000	420, 000	669, 391	8, 290, 781
(5) そ の 他	68, 630, 612	68, 962, 016	7, 462, 000	62, 000	7, 524, 000	4, 974, 157	71, 511, 859
2 災 害 復 旧 債	16, 011, 909	14, 592, 848	1, 845, 000		1, 845, 000	2, 031, 039	14, 406, 809
(1) 土 木	16, 010, 909	14, 591, 973	1, 843, 000		1, 843, 000	2, 030, 914	14, 404, 059
(2) 農 林 水 産	1, 000	875	2, 000		2, 000	125	2, 750
3 そ の 他	76, 933, 555	68, 890, 444				7, 825, 040	61, 065, 404
(1) 退職手当債	28, 216, 770	25, 025, 880				3, 176, 390	21, 849, 490
(2) 減税補てん債	1, 584, 184	980, 046				407, 818	572, 228
(3) 減収補てん債(特例分)	45, 548, 051	41, 374, 367				4, 166, 434	37, 207, 933
(4) 調整債	1, 584, 550	1, 510, 151				74, 398	1, 435, 753
小 計	710, 542, 670	704, 613, 752	46, 100, 000	410, 000	46, 510, 000	58, 399, 367	692, 724, 385
4 臨時財政対策債	507, 122, 605	475, 865, 411				31, 056, 950	444, 808, 461
合 計	1, 217, 665, 275	(※) 1, 180, 479, 163	46, 100, 000		46, 510, 000	89, 456, 317	1, 137, 532, 846

(※)令和8年度中起債見込額46,510,000千円には、前年度以前からの繰越事業に係る県債発行見込額 31,489,000千円が加わる見込み。

(注1)公債管理特別会計を含む。

(注2)満期一括償還方式による県債の元金償還に備えた減債基金積立額については、元金を償還したものとみなし、元金償還見込額に含めている。

令和 8 年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画(第 1 号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電 気 事 業 費 用			11,043,394	33,835	11,077,229	
	1 営 業 費 用		10,580,889	33,835	10,614,724	
		3 一 般 管 理 費	1,646,466	33,835	1,680,301	○委託料等

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電 気 事 業 資 本 的 支 出			14,093,968	282,175	14,376,143	
	1 建 設 改 良 費		11,085,347	282,175	11,367,522	
		5 白 沢 発 電 所 設 備 更 新 費	4,406,491	262,000	4,668,491	○水路等
		41 業 務 設 備 整 備 費	77,400	20,175	97,575	○備品

令和8年度群馬県電気事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	795,988
減価償却費	1,631,485
固定資産除却損	55,626
事業外固定資産管理費（減価償却・除却）	181,540
退職給付引当金の増減額（△は減少）	18,463
賞与引当金の増減額（△は減少）	△15,772
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△3,739
特別修繕引当金の増減額（△は減少）	△92,231
長期前受金戻入額	△41,516
受取利息及び受取配当金	△28,566
支払利息	7,978
未収金の増減額（△は増加）	436,387
その他流動資産の増減額（△は増加）	863,265
未払金の増減額（△は減少）	△5,079,856
未払費用の増減額（△は減少）	△998,428
預り金の増減額（△は減少）	△12,789
小計	△2,282,165
利息及び配当金の受取額	28,566
利息の支払額	△7,978
業務活動によるキャッシュ・フロー	△2,261,577

区	分	金 額
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△4,118,794
	建設仮勘定	△8,738,189
	開発調査費	△195,000
	長期貸付金の回収による収入	347,442
	長期貸付金による支出	△742,000
	投資有価証券の取得による支出	△1,000,000
	国庫補助金による収入	41,250
	利益剰余金の繰出による支出	△1,130,870
	予備費	△100,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,636,161
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	2,000,000
	一時借入金の返済による支出	△2,000,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△35,751
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△35,751
	資金増加額（又は減少額）	△17,933,489
	資金期首残高	36,117,419
	資金期末残高	18,183,930

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

事 項	区 分	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
利 南 発 電 所 水 車 軸 受 約 購 入 契	補正前	41,580			令 和 9 年 度	41,580			41,580
	補 正	27,720				27,720			27,720
	補正後	69,300			令 和 9 年 度	69,300			69,300
奈 良 俣 発 電 所 自 動 制 御 盤 基 板 購 入 契 約	補正前	1,320			令 和 9 年 度	1,320			1,320
	補 正	880				880			880
	補正後	2,200			令 和 9 年 度	2,200			2,200

令和８年度群馬県電気事業予定貸借対照表
(令和９年３月３１日現在)

		資 産 の 部			(単位 千円)
科	目	金			額
1	固 定 資 産				
(1)	電 気 事 業 固 定 資 産				
	イ 水 力 発 電 設 備	88,682,079			
	減 価 償 却 累 計 額	△56,169,976	32,512,103		
	□ 太 陽 光 発 電 設 備	1,042,299			
	減 価 償 却 累 計 額	△721,004	321,295		
	ハ 業 務 設 備	763,755			
	減 価 償 却 累 計 額	△206,503	557,252		
	電 気 事 業 固 定 資 産 合 計			33,390,650	
(2)	事 業 外 固 定 資 産				
	イ 事 業 外 固 定 資 産	4,381,061			
	減 価 償 却 累 計 額	△1,951,670	2,429,391		
	事 業 外 固 定 資 産 合 計			2,429,391	
(3)	固 定 資 産 仮 勘 定				
	イ 建 設 仮 勘 定		21,670,920		
	□ 建 設 準 備 勘 定		195,000		
	固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			21,865,920	
(4)	投 資 そ の 他 の 資 産				
	イ 投 資 有 価 証 券		2,903,858		
	□ 出 資 金		51,000		
	ハ 長 期 貸 付 金		4,429,851		
	ニ そ の 他 投 資		14,078		
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			7,398,787	
	固 定 資 産 合 計				65,084,748

科 目	金			額
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			18,183,930	
(2) 未 収 金			<u>956,102</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>19,140,032</u>
資 産 合 計				<u><u>84,224,780</u></u>

負 債 の 部

科 目	金			額
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>37,149</u>	37,149	
企 業 債 合 計				
(2) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		1,482,484		
ロ 特別修繕引当金（水力）		<u>4,768,782</u>		
引 当 金 合 計			6,251,266	
(3) 資 産 除 去 債 務			<u>685,000</u>	
固 定 負 債 合 計				6,973,415
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>15,536</u>	15,536	
企 業 債 合 計				
(2) 未 払 金			9,092	
(3) 未 払 費 用			84	
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		92,335		
ロ 法定福利費引当金		<u>16,885</u>		

科 目	金			額
引 当 金 合 計			109,220	
(5) 資 産 除 去 債 務			43,816	
流 動 負 債 合 計				177,748
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金	3,408,525			
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△2,433,137</u>		<u>975,388</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>975,388</u>
負 債 合 計				<u><u>8,126,551</u></u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				63,910,888
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受 贈 財 産 評 価 額	30,144			
ロ 国 庫 補 助 金	84,601			
ハ 工 事 費 負 担 金	<u>4,250</u>			
資 本 剰 余 金 合 計			118,995	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金	52,686			
ロ 利 益 積 立 金	790,973			
ハ 特 別 修 繕 積 立 金	135,870			
ニ 建 設 改 良 積 立 金	1,722,254			
ホ 別 途 積 立 金	759,127			
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>8,607,436</u>			
利 益 剰 余 金 合 計			<u>12,068,346</u>	
剰 余 金 合 計				<u>12,187,341</u>
資 本 合 計				<u><u>76,098,229</u></u>
負 債 ・ 資 本 合 計				84,224,780

注記

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 8～50年

水路 10～57年

機械装置 5～22年

諸装置 5～22年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 特別修繕引当金

事業用発電機に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕実施の年度から前年度末までの期間で按分した額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

電気事業会計は、水力発電及び太陽光発電を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
水力発電	水力発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業
太陽光発電	太陽光発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日）

（単位 千円）

	水力発電	太陽光発電	合計
営業収益	11,023,409	153,014	11,176,423
営業費用	9,925,215	124,293	10,049,508
営業損益	1,098,194	28,721	1,126,915
経常損益	869,987	28,721	898,708
セグメント資産	83,900,648	324,132	84,224,780
セグメント負債	8,126,551	—	8,126,551
その他の項目			
減価償却費	1,578,564	52,921	1,631,485
特別損失	2,720	—	2,720
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,118,794	—	4,118,794

Ⅲ. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として47,064千円を支給するため、退職給付引当金47,064千円を使用する。

2 資産除去債務について

(1) 資産除去債務の概要

令和6年度に廃止した高浜発電所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等である。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間を3年、割引率は0%を採用している。

令和 8年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号・承認分)

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 繰 越 金	10,000	79,981	89,981
歳 入 合 計	853,760,604	79,981	853,840,585

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
7 環 境 森 林 費	17,999,109	79,981	18,079,090				79,981
歳 出 合 計	853,760,604	79,981	853,840,585				79,981

(単位 千円)

– 120 –

3 歳 出

第 7 款 環境森林費

(単位 千円)

[illegible]